

日本赤十字社診療放射線技師会 専門部規程

(目 的)

第1条 日本赤十字社診療放射線技師会会則第3条及び第4条6項に基づき、会員の各専門部における研鑽および情報支援を目的として、専門部（各種部門の名称は「〇〇部会」とする）について必要な事項を定める。

(設 立)

第2条 専門部は、放射線医療の各分野に応じて設立することができる。

2. 各種部会を新設・廃止する場合は、理事会の承認を必要とする。

(組 織)

第3条 本会の全会員を各々の専門部の会員とする。

2. 各部会の会員の中から、世話人数名を選出する。

3. 世話人の中から、代表世話人を選出する。

4. 代表世話人は、各部会を代表し活動を統括する。

(世話人の任期)

第4条 世話人の任期は、選出された年の4月1日から翌々年の3月31日までの2カ年とする。ただし、再任を妨げない。

(活動内容)

第5条 専門部は本規程第1条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. ホームページなどを利用した会員との情報交流

2. その他専門部の目的達成に必要な活動

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は理事会の議決によるものとする。

附則

(施 行)

この規程は、平成21年4月10日から施行する。

平成26年4月4日改正